事務連絡

令和５年６月19日

市内医療機関　各位

小樽市保健所

道内における麻しんの発生に伴う注意喚起について（協力依頼）

　日頃から保健行政の推進に関し、格段の御協力、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

麻しんに係る対応ついては、５月19日付事務連絡「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」にて周知したところですが、今般、茨城県や東京都における感染伝播事例だけでなく、道内においても麻しんの発生事例が報告されており、今後、更なる輸入症例や国内・道内における感染伝播事例が増加することが懸念されます。

つきましては、麻しんの疑い事例発生時における市内医療機関の対応について、「麻しんに関する特定感染症予防指針 」（平成19年厚生労働省告示第442号）及び「医師による麻しん届出ガイドライン 第五版（国立感染症研究所感染症疫学センター）」に基づき、下記のとおり改めて整理いたしましたので、引き続き御協力をお願いいたします。

記

１　発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行う。

２　麻しんを疑い、届出に必要な臨床症状の３つすべてを満たした時点で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年法律第114 号。以下、「感染症法」。）第12条第１項に基づき、臨床診断例として、感染症サーベイランスシステムへの入力による届出を行う。

　≪臨床診断例としての届出に必要な臨床症状≫

　　（１）麻しんに特徴的な発疹：発疹期には、小鮮紅色斑が暗紅色丘疹、それらが融合し網目状になる。発疹は耳後部、頚部、顔、体幹、上肢、下肢の順に広がる。回復期には消退し、色素沈着を残す。

　　（２）発熱

　　（３）咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

３　診断においては、医療機関にて血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するともに、北海道立衛生研究所にてウイルス学的検査（※２）を実施するため、保健所の求めに応じて血液、咽頭ぬぐい液、尿の検体を提出する（※３）。

　≪検査診断例としての届出に必要な病原体診断≫

|  |  |
| --- | --- |
| 検査方法 | 検査材料 |
| 抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転、抗体価の有意の上昇） | 血清 |
| 分離・同定による病原体の検出 | 血液、咽頭ぬぐい液、  尿、（髄液） |
| 検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出 |

（※２）血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法15条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求める。

（※３）医療機関に検体採取で咽頭ぬぐい液に使用する容器及び試薬が無い場合は、保健所が容器を用意するため、事前に保健所へ申告することで配布が可能。

４　医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（２回以上の接種）を確認していることが望ましい。

医療機関における平常時の対応については、医療機関での麻疹対応ガイドライン第七版を参照。

５　海外渡航予定のある者や麻しんの流行がみられる地域に渡航後の者を診察する場合、患者に対し、以下の点について広く周知する。

≪海外渡航前の注意事項≫

・ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認する。

・母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認する。

・過去２回接種した記録がない場合は 、渡航前に予防接種を受けることを推奨する。

・麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討する。

≪麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項≫

・渡航後、帰国後２週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意する。

・発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関に受診する。

また受診時には、医療機関に麻しんの可能性について伝達する。

・医療機関に受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いる。

６　参考URL

　麻しん（はしか）について｜小樽市ホームページ

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101700126/>

※麻しんに関する特定感染症予防指針、医師による麻しん届出ガイドライン第五版及び医療機関での麻疹対応ガイドライン第七版等を掲載

以上

【連絡先】小樽市保健所健康増進課　感染症担当

電話：22－3110

FAX：22－1469

メール：[kansensyo@city.otaru.lg.jp](mailto:kansensyo@city.otaru.lg.jp)